

令和6年度 甲種防火管理新規講習案内

北部上北広域事務組合消防本部

消防法施行令第3条第1項の規定に基づく防火管理講習を下記のとおり実施します。

記

1 講習種別

甲種防火管理新規講習

2 受講対象者

北部上北広域事務組合消防本部管内にある防火管理義務対象物で、防火管理者として選任される予定のある方。

(1) 防火対象物と防火管理者の資格区分

用途	特定防火対象物		非特定 防火対象物	特定防火対象物 (避難困難者入所 施設を除く)	非特定 防火対象物
	避難困難者 入所施設	左記以外			
建物全体の 延べ面積	すべて	300 m <sup>2</sup> 以上	500 m <sup>2</sup> 以上	300 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 未満
建物全体の 収容人員	10人以上	30人以上	50人以上	30人以上	50人以上
資格区分	甲種防火管理者			甲種又は乙種防火管理者	
区分	甲種防火対象物			乙種防火対象物	

(2) テナントの防火管理者の資格区分

区分	甲種防火対象物のテナント					
	特定用途		非特定 用途	特定用途		非特定 用途
テナントの 用途	避難困難者 入所施設	左記以外		避難困難者 入所施設	左記以外	
テナントの 収容人員	10人 以上	30人 以上	50人 以上	10人未満	30人未満	50人 未満
資格区分	甲種防火管理者			甲種又は乙種防火管理者		

3 講習日時・会場等

講習年月日	会 場	申込み受付期間	定 員
令和 6 年 10 月 17 日 (木) ～18 日 (金)	野辺地中央公民館 野辺地町字野辺地 1-15 (0175-64-3054)	令和 6 年 9 月 2 日 (月) ～9 月 13 日 (金)	50 名

4 講習科目及び時間割

甲種防火管理新規講習課程

	時 間	科 目
【甲種防火管理新規講習課程】 第一日目	8 : 30～8 : 50 (20 分)	受付
	8 : 50～9 : 00 (10 分)	受講案内等
	9:00～11 : 00 (120 分)	①防火管理の意義及び制度 (1・2)
	11 : 00～12 : 00 (60 分)	②火気管理 (1)
	12 : 00～13 : 00 (60 分)	昼休み
	13 : 00～14 : 00 (60 分)	②火気管理 (2)
	14 : 00～16 : 00 (120 分)	③防火管理に係る訓練及び教育 (1・2)

	時 間	科 目
【甲種防火管理新規講習課程】 第二日目	8 : 30～ 8 : 50 (20 分)	受付
	9 : 00～11 : 00 (120 分)	④施設及び設備の維持管理 (1・2)
	11 : 00～12 : 00 (60 分)	⑤防火管理に係る消防計画 (1)
	12 : 00～13 : 00 (60 分)	昼休み
	13 : 00～14 : 00 (60 分)	⑤防火管理に係る消防計画 (2)
	14 : 10～14 : 40 (30 分)	修了証交付

5 受講申し込み方法

- (1) 受講希望の方は、住所又は勤務先の所在地を管轄する消防署（野辺地消防署・横浜消防署・六ヶ所消防署）、その他の場合は消防本部予防課で所定の受講申込書により手続きを行ってください。
- (2) 受講申込書に必要事項を記入し、受講料を添えてお申込みください。  
受講申込書は、組合ホームページからもダウンロードできます。

(3) 受付期間

申込み受付期間の**午前 8 時 30 分から午後 5 時まで**です。(土日祝祭日を除く。)  
ただし、定員に達した場合は期限内でも締め切ります。

(4) 受付完了後、受講票を交付しますので、受講日には必ず持参してください。

6 受講料 **4,500 円 (インボイス制度への対応は行っておりません)**

7 修了証の交付

全ての講習科目を受講した方には即日、修了証を交付します。

なお、1 科目 10 分以上の遅刻又は講習の途中で退席したとき等は、修了証を交付できませんので注意してください。

8 講習科目の一部免除について

(1) 消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている方及び自衛消防業務講習の課程を修了している方(消防法施行規則第 4 条の 2 の 14 に掲げる自衛消防業務新規講習及び自衛消防業務再講習の課程を修了している方のほかに、「消防法施行規則第 4 条の 2 の 13 第 3 号の規定に基づき、同条第 1 号及び第 2 号に掲げる者に準ずる者を定める件」(平成 20 年消防長告示第 14 号) 第 1 に定める追加講習の課程を修了している方を含む。)は、講習科目のうち、「防火管理の意義及び制度」(120 分)の科目について免除を受けることができます。

(2) 上記 (1) の講習科目の一部免除を受けようとする方(以下「講習科目一部免除者」という。)は、受講申込書の講習科目一部免除申告欄の免除を受けようとする科目にレ印をし、上記 (1) の講習を修了したこと等を証する書類の写しを添付してください。

(3) **講習科目一部免除者の 1 日目の受付は、10 時 30 分～10 時 50 分**とし、これ以降の時間割については、一般の受講者と同様とします。

9 その他

(1) 申込み後に講習を受けることができなくなった場合、受講料の払い戻しはできませんので、あらかじめ御了承ください。

(2) 駐車場に限りがございますので、なるべく公共交通機関を御利用ください。

(3) 講習当日は、**受講票**及び筆記用具を必ず持参してください。

(4) 昼食は各自で準備してください。

(5) 本講習会についてお尋ねになりたい場合は、消防本部又は各消防署までお問い合わせ下さるか、組合ホームページを参照して下さい。

(6) **入館は 8 時 30 分から**となりますので、時間までお待ち下さい。

(7) 災害等の発生及び感染症の拡大状況などにより講習を中止する場合があります。

申込先	住所	電話番号
北部上北広域事務組合 消防本部（予防課）	上北郡野辺地町字田狭沢 40-9	0175-64-0650
北部上北広域事務組合 野辺地消防署	上北郡野辺地町字田狭沢 40-9	0175-64-3126
北部上北広域事務組合 横浜消防署	上北郡横浜町字三保野 127-1	0175-78-2119
北部上北広域事務組合 六ヶ所消防署	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附 536-1	0175-72-2301

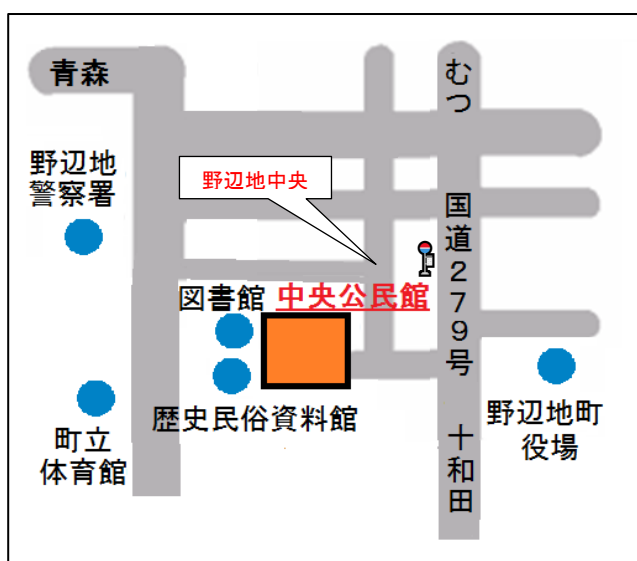
### 会場案内



### 交通案内

野辺地駅より

- ・徒歩：25分
- ・バス：10分→野辺地中央より徒歩5分
- ・車：5分



組合ホームページ

<http://hokubukamikita.org/shobo/>